

令和 7 年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

(1) 「令和 7 年版県政レポート (案)」について (関係分)	1	
(2) 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正及び 同基本計画の策定について	2	別添 1
(3) 「三重県ツキノワグマ保護管理計画」(骨子)について	6	別添 2
(4) 豊かな海づくりに向けた県の実施状況について	8	
(5) 各種審議会等の審議状況の報告について	10	

令和 7 年 6 月
農 林 水 産 部

(所管事項説明)

(1)「令和7年版県政レポート(案)」について(関係分)

1 農林水産部の主担当施策

「みえ元気プラン」における農林水産部の主担当施策は、表1のとおりです。
また、他部局が主担当となる関係施策は、表2のとおりです。

表1 農林水産部主担当施策

施策名		評価	頁
4-3	自然環境の保全と活用	B	142
6-1	農業の振興	A	157
6-2	林業の振興と森林づくり	B	162
6-3	水産業の振興	B	166
6-4	農山漁村の振興	A	170

表2 農林水産部関係施策

施策名		評価	頁
1-3	災害に強い県土づくり	A	101
3-4	食の安全・安心と暮らしの衛生の確保	B	132
13-2	障がい者福祉の推進	B	235

(2)「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」の改正及び同基本計画の策定について

平成 22 年に制定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」(以下、「条例」という。)及び「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(以下、「基本計画」という。)について、本県農業・農村を取り巻く環境の変化や国の「食料・農業・農村基本法」の改正、県議会「食料自給総合対策調査特別委員会」の提言等をふまえ、改正及び策定を進めます。

1 条例の改正について

(1) 条例改正の目的(別添 1-1)

条例制定後の環境の変化や、県民の期待に的確に対応していくために、「農業生産の拡大」や「食料自給率の向上」に向け、水田をはじめ園芸、畜産における生産力の強化や、輸出を含めた販路の拡大等に必要な施策を講ずる旨を規定します。

(2) 条例の改正箇所(別添 1-2、別添 1-3)

主な改正箇所とその理由は以下のとおりです。

(前文)

「食」に関する意識の高まりとともに、世界的な人口増加、気候変動の影響による平均気温の上昇や豪雨の頻発化、さらには国際情勢の不安定化等に伴い、輸入農産物・農業資材の価格高騰及び入手困難な状況が発生するなど、安全・安心な農産物の安定的な供給等が求められており、農業及び農村の果たすべき役割はより重要なものとなっている。

(中略)

県民がゆとりと豊かさを実感できる生活を営む上では、三重県の農業及び農村が、持続可能な農業構造を確立し、安全・安心な農産物を安定的に供給していく必要がある。そのためには、農産物の生産力を強化するとともに、多面的機能を適切かつ十分に発揮し、県民の多様化する期待にこたえる新たな価値を創出するための商品の開発、国内外の販路の拡大等を行うなど、農産物の自給力を高め、食料自給率の向上につながる取組を進めていく必要がある。

(改正理由)

条例制定後に生じたとらえるべき様々な環境変化を明らかにするとともに、それらをふまえて、食料自給力を高めていくために取り組む基本的な施策の方向性を記述することとします。

第 2 条(定義) 第 5 号

安全・安心農業生産 農産物の安全性及びその安全性に対する信頼の確保を図るための生産管理の下にあり、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)の維持増進及び環境への負荷の低減が図られる農業生産活動をいう。

(改正理由)

持続可能な開発目標(SDGs)の採択など、世界的に持続可能性に対する意識の高まりが見られる中、環境と調和のとれた農業生産活動の重要性が高まっていることをふまえて、安全・安心農業生産の定義に環境への負荷の低減を加えることとします。

第5条（農業者等の役割）第1項

農業者等は、基本理念にのっとり、食を担う農業及び農村の活性化に主体的に取り組むとともに、農業の生産性及び食料自給率の向上に寄与するよう努めるものとする。

（改正理由）

農業者等は農業生産活動において基本的な役割を担っていることをふまえ、条例改正の主なねらいである県内農業生産の拡大や食料自給率の向上に寄与する役割を持っていることを記述することとします。

第3条（基本理念）第1号

農産物については、その安全性が確保され、及び安心して安定的に消費できることが県民の健全な食生活の基礎であることに鑑み、県民をはじめとした消費者の期待にこたえる安定的な生産及び安全・安心が確保されることにより、将来にわたって、安定的な供給が行われること。

第10条（水田農業の生産力の強化）

県は、水田農業の生産力の強化を図るため、稲、小麦、大豆その他農作物の生産の拡大の促進及び供給の促進、生産性の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第11条（園芸農業の生産力の強化）

県は、園芸農業の生産力の強化を図るため、生産の拡大の促進及び供給の促進、新品種及び優良品種に関する情報の提供、品質の向上の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第12条（畜産業の生産力の強化）

県は、畜産業の生産力の強化を図るため、生産の拡大の促進及び供給の促進、家畜衛生の向上、畜産物の流通体制の整備、家畜排せつ物の利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業の生産に係る条文において、生産の拡大を図っていくこと、消費者の期待との調和を図りつつ取り組む必要があることをふまえた記述とします。

第13条（販路の拡大）**新設**

県は、販路の拡大を図るため、農産物の魅力の発信、食育及び地産地消を通じた県民をはじめとした消費者の需要の拡大、食品事業者、観光事業者その他関係者との連携の促進、輸出の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業の生産力の強化と販路の拡大は両輪として取組が必要であること、観光産業との連携やインバウンド、輸出など新しい販路の開拓の重要性が高まっていることをふまえ、新たな条を設けることとします。

第16条（多様な農業経営の確立）第1項

県は、力強い農業構造の確立に向けて、経営意欲及び経営能力を有する農業者等の育成及び確保を図るため、農業経営の安定化、規模の拡大及び効率化の促進、創意工夫を生かした経営の複合化及び多角化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業者の減少、高齢化が進むことなどをふまえ、農業の構造改革により力を入れていく必要があることから、その旨を記述することとします。

第16条（多様な農業経営の確立）第3項 新設

県は、家族農業経営、農業経営の支援を行う事業者その他の多様な農業者等により農業生産活動が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業及び農村の持続を図るうえでは、担い手だけでなく、家族農業経営や農業支援サービス事業体等の多様な農業経営体が参画する営農体制づくり等が必要であることから、新たな項を設けることとします。

第18条（農地の有効利用等）第2項

県は、良好な営農条件を備えた農地、農業用水その他の農業資源を確保するため、生産基盤の機能の維持及び向上に資する計画的な整備及び保全の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

農業の生産基盤について、施設の老朽化や農業者の高齢化が進んでいく中でも、施設を適切に保全管理していくことが必要であることをふまえ、その旨を記述することとします。

第21条（野生鳥獣による被害の防止）

県は、野生鳥獣による農業及び農村の生活環境に係る被害の防止を図るため、被害の防止に関する知識及び経験を有する人材の育成、野生鳥獣の習性等を踏まえた被害防止策の開発及び普及、被害の原因となっている野生鳥獣の適正な捕獲等の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

野生鳥獣による被害について、農産物だけでなく農業及び農村の生活環境に係る被害が生じており、その防止を図ることが必要であることから、その旨を記述することとします。

第22条（新たな価値の創出を図るための取組の促進）第5号 新設

自ら又は食品産業事業者その他関係者と共同して収益の向上をめざし、農産物又はその加工品の魅力を高め、付加価値の向上及び創出を図る取組

（改正理由）

農業者等の収益の確保に向けて、農産物等のブランド化を図ることが必要であることを記述するため、新たな号を設けることとします。

第24条（食育及び地産地消を通じた県民と農業者等の相互理解の促進）第3項

県は、学校給食、事業所の食堂をはじめ、県民の食生活の様々な機会において、地産地消に関する理解を促進するため、地域で生産された農産物の消費又は利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

（改正理由）

食育や地産地消の取組を、県民の食生活の様々な機会をとらえて幅広く展開していく必要があることから、その旨を記述することとします。

2 条例に基づく基本計画の策定について

条例改正や、これまでの取組の成果と課題、本県農業・農村を取り巻く環境の変化をふまえた主な見直しのポイントは次のとおりです。

（1）基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の生産拡大と安定的な供給

食料自給率、食料自給力の向上に向けた、農産物の生産拡大・流通体制の強化、販路の拡大

（2）基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

持続可能な農業の実現に向けた、多様な農業人材の確保、経営の集約化・効率化の加速

（3）基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

地域資源の活用や多様な人材の参画による農業・農村の振興、安心して暮らせる農村づくり

（4）基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

消費者のニーズや行動に合わせた価値創出や魅力発信、農業における環境への負荷の低減、食育・地産地消を通じた県産農産物等への理解の促進

なお、新たな計画の期間は、令和8年度から令和17年度までとします。

3 県民や有識者等からの意見聴取について

条例の改正や基本計画の策定に向けて、パブリックコメントを実施するとともに、農業者、関係団体、有識者等で構成する基本計画懇話会を開催して意見聴取します。

4 今後の予定

県議会からいただいた意見をしっかりとふまえながら、条例の改正及び基本計画の策定に向けて取り組みます。

令和7年

6月 条例改正案のパブリックコメントを実施（～7月）

8月 県議会 常任委員会（臨時） 条例改正最終案、基本計画策定中間案提示

8月 基本計画策定案のパブリックコメントを実施（～9月）

9月 県議会 本会議 条例改正議案提出

10月 県議会 常任委員会 基本計画策定最終案提示

11月 県議会 本会議 基本計画議案提出

(3)「三重県ツキノワグマ保護管理計画」(骨子)について

1 現状(背景、課題)

三重県南西部と奈良県南部、和歌山県北部にかけて生息するツキノワグマ(以下、「クマ」という。)は、国において、絶滅のおそれがある地域個体群(紀伊半島地域個体群)として位置づけられ、本県では「三重県自然環境保全条例」に基づき「三重県指定希少野生動植物種」に指定し、保護の対象としてきました。

しかし、近年、クマの分布域が拡大傾向にあり、人の生活圏への出没増加に加え、これまで生息していないとされた県北部においても出没が認められています。本県の令和6年度を目撃件数は162件であり、令和5年度の40件から約4倍に増加し、さらに人身被害も発生するなど、クマが人の命や生活を脅かす状況となっています。

そこで、クマによる被害を抑制するとともに、地域個体群を維持するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、「三重県ツキノワグマ保護管理計画」(以下、「計画」という。)の策定を進めています。

2 計画の概要

(1) 計画の目的

人とクマとの棲み分けを図り、クマによる被害を抑制するとともに、地域個体群を維持することを目的とします。

(2) 計画の目標

目的に基づいて3つの目標を設定します。

- ・人身被害ゼロ
- ・人の生活圏への出没防止
- ・紀伊半島地域個体群の維持

(3) 3つの施策と具体的な取組

① 被害防止対策

- ・人身被害のおそれがある場合の捕獲・駆除
- ・クマアラート等を活用した注意喚起
- ・放置果樹や養蜂箱等の誘引物の管理
- ・防護柵等の設置

② 生息環境管理

- ・藪払いなどによる緩衝帯の整備
- ・奥山における適切な森林整備

③ 個体群管理

- ・狩猟の禁止及び年間総捕獲数の上限設定
- ・錯誤捕獲された個体の学習放獣

(4) 施策等を適切に実施していくための方法

① ゾーニング管理 (別添2)

3つの施策と具体的な取組は、人とクマの活動区域を次の3つのゾーンに区分し、それぞれのゾーンに応じた取組を進めます。

- 被害防止ゾーン . . . 集落内や農地など人間の活動が盛んな地域
(人の生活圏)
- 緩衝ゾーン . . . 人の生活圏とクマの生息域の間の地域 (里山)
- 生息・保護ゾーン . . . クマの生息に適した地域 (森林)

なお、複数ゾーンに跨る熊野古道においては、多くの集客が見込まれることから、人身被害の未然防止に向けた取組を充実・強化します。

② 個体群調査

地域個体群の維持に向けては、個体数の推計及び個体群の分布域などの精度を向上させる必要があるため、生息状況のモニタリング等の適切な調査を継続して実施します。

(5) 計画の期間

三重県第 13 次鳥獣保護管理事業計画の期間内とし、策定日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

3 今後のスケジュール

引き続き、市町等との協議、審議会や本常任委員会での議論等をふまえ、12月の計画策定に向けて、取組を進めます。

令和7年	7月上旬	国・市町などへ説明および協議
	9月中旬	審議会 中間案
	10月中旬	常任委員会 中間案
	10月下旬	パブリックコメントの実施
	11月下旬	審議会 最終案
	12月中旬	常任委員会 最終案
	12月下旬	「三重県ツキノワグマ保護管理計画」の策定

(4) 豊かな海づくりに向けた県の実施状況について

1 現状

近年、本県水産業を取り巻く状況は、高水温化や栄養塩類の減少等の海洋環境の変化による養殖生産物の生育不良、藻場・干潟の減少、水産資源の減少等、厳しさを増しており、持続可能な漁業が営まれる豊かな海づくりに向けた取組の重要性が高まっています。

このような中、県では、「伊勢湾における栄養塩類管理運転に係る効果検証」、「生物の生息場となる藻場、干潟・浅場の再生」、「栽培漁業の推進」に取り組んでいます。

2 これまでの取組

(1) 伊勢湾における栄養塩類管理運転に係る効果検証について

近年、伊勢湾では水質の改善がみられる一方で、栄養塩類の減少による黒のりの色落ちやアサリ等の漁獲量の減少が顕著となっています。そのため、「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向け、3部（環境生活部、農林水産部、県土整備部）連携による流域下水処理場の栄養塩類管理運転を実施し、効果検証に取り組んでいます。

令和4年度から令和6年度にかけて、県内2箇所の流域下水処理場（南部浄化センター、宮川浄化センター）の周辺海域において、管理運転後の栄養塩類濃度などのデータを収集しました。また、令和6年度には、収集したデータを基に、同流域下水処理場における管理運転の波及効果を把握するためのシミュレーション解析を行い、その効果範囲を特定しました。

(2) 生物の生息場となる藻場、干潟・浅場の再生について

多様な水産生物の生育の場であるとともに、水質浄化などの役割を担う藻場、干潟・浅場の再生に取り組んでおり、平成8年度から令和6年度までに約38haの藻場、約22haの干潟・浅場を造成しました。

藻場については、アイゴやブダイ等の魚類による食害が確認されたことから、カゴや網で海藻を覆うことで藻場を保護する試験に取り組んでいます。

干潟・浅場については、二枚貝類の減少要因の一つである波浪による稚貝流出の軽減に向け、砂より大きい砕石（粒径2.5～5mm程度）を用いた造成を進めています。

また、漁業者を中心とした活動組織による食害生物の駆除や母藻の設置、干潟の耕うんなどの藻場、干潟・浅場の保全活動への支援を行っています。

(3) 栽培漁業の推進について

県では、持続可能な漁業を支える水産資源の維持・回復に向け、三重県栽培漁業センターにおいて放流用種苗の生産に取り組んでおり、令和6年度は、ヒラメ20万尾、アワビ10万個、クルマエビ310万尾を生産しました。

また、近年、伊勢湾の重要な水産資源であるアサリやハマグリなどの資源状況が悪化しているため、令和4年度から種苗生産技術の開発に取り組み、令和6年度には、アサリ約40万個、ハマグリ約150万個を生産しました。さらに、令和6年度からは、鳥羽・志摩以南の重要な水産資源であるサザエの種苗生産技術開発やアワビの種苗放流技術開発にも着手しました。

3 令和7年度の取組予定

持続可能な漁業が営まれる豊かな海づくりに向け、下記の取組を進めます。

(1) 伊勢湾における栄養塩類管理運転に係る効果検証について

環境基準の達成ならびに生物生産性と生物多様性が調和・両立した「きれいで豊かな伊勢湾」の実現に向け、3部連携のもと、県内の流域下水処理場6箇所全ての周辺海域において、栄養塩類管理運転の効果検証を行います。また、現状より排水濃度を上げた場合の管理運転の効果を検証し、今後の管理運転の在り方について検討するとともに、管理運転の効果が及ぶ範囲において、黒のり養殖が可能かどうかを生産者とともに検討していきます。

(2) 生物の生息場となる藻場、干潟・浅場の再生について

多様な水産生物の生育の場となる藻場、干潟・浅場の再生に向け、藻場については、鳥羽・志摩以南の6箇所において造成を実施するとともに、今後の造成予定海域の調査や、これまでに造成した箇所でのモニタリング調査、調査結果に応じた母藻の設置等も実施します。あわせて、魚類による食害対策として、カゴや網で海藻を覆うことで藻場を保護する手法について、漁業者等による保全活動での活用を進めます。

干潟・浅場については、松阪市地先において砕石を用いた造成を実施するとともに、新たな造成の実施に向けた適地選定のための調査を実施します。

加えて、漁業者等による藻場、干潟・浅場の保全活動を引き続き支援します。

(3) 栽培漁業の推進について

持続可能な漁業を支える水産資源の維持・回復に向け、引き続き、ヒラメ、アワビ、クルマエビ等の種苗生産を実施するとともに、アサリやハマグリなどの安定的な種苗生産に向けた技術開発に取り組めます。

さらに、サザエの種苗生産やアワビの種苗放流の取組においては、試験生産したサザエ種苗も用いて、生残率向上に向けた放流後の種苗の追跡調査を実施します。

(5) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和7年2月17日～令和7年6月2日)

(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県森林審議会森林保全部会
2 開催年月日	令和7年2月21日(金)
3 委 員	【部会長】三重大学 教授 中井 毅尚 ほか6名
4 諮問事項	土石の採掘事業に係る林地開発変更許可申請の審査について
5 調査審議結果	鳥羽市菅島町における採石用地の拡大に係る林地開発変更許可申請について審議いただき、答申をいただきました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県農村地域資源保全向上委員会
2 開催年月日	令和7年2月25日(火)
3 委 員	【委員長】名古屋学院大学 教授 杉浦 礼子 ほか3名
4 諮問事項	・中山間ふるさと水と土保全対策事業について ・日本型直接支払交付金(多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業)について
5 調査審議結果	中山間ふるさと水と土保全対策事業、多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業、環境保全型農業直接支払事業の令和7年度の事業計画について審議していただき、適当と認められました。
6 備 考	

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会（自然環境・鳥獣合同部会）
2 開催年月日	令和7年5月27日（火）
3 委 員	【部会長】 NPO法人ECCOM 太田 玲奈 ほか9名
4 諮問事項	ツキノワグマの保護又は管理のあり方について
5 調査審議結果	三重県指定希少野生動植物種に指定されているツキノワグマについて指定の解除及び「三重県ツキノワグマ保護管理計画」（骨子案）を審議いただきました。
6 備 考	